

技術アドバイザー派遣実施要領

制定 平成30年6月18日付け30特農協第76号
最終改正 令和5年4月3日付け5特農協13号

第1 目的

地域特産作物の生産・加工に取り組む地域からの要請に応じて、技術アドバイザーを派遣して支援することにより、地域特産作物の産地化を促進する。

第2 支援の内容

(1) 技術アドバイザーの派遣

技術アドバイザーは、原則として公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）が認定・登録した地域特産物マイスターとし、必要に応じて地域特産物検討委員会での承認を得て学識経験者を追加・登録することができるものとする。

(2) 指導の内容

技術アドバイザーは、栽培技術、加工技術、新商品開発、後継者の育成・確保、ブランド化、流通・販売の強化等に関する指導を行う。

第3 支援の対象

技術アドバイザーの派遣による支援の対象は、地方自治体（出先機関を含む）や農業協同組合（支部、部会等を含む）及びこれらを構成員に含む協議会や生産組織等であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地域特産作物の産地化に取り組んでいる、もしくは予定があること。
- (2) 技術指導等を含む研修会や講習会等の開催計画があること
- (3) 集落以上の参集範囲で、参加者が概ね5人以上の規模であること
- (4) 協議会や生産組織等の場合には、組織運営に関する明文化された規約があり、事務・会計の処理能力と体制を備えていること

第4 派遣の手続き

協会は、年度当初に都道府県を通じて、技術アドバイザー派遣に関するニーズを把握するとともに、地域特産物マイスターに対して意向調査を行い、技術アドバイザーとしての派遣への対応の可否を把握する。

(1) 派遣の要請

技術アドバイザーの派遣を要請する者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号の派遣申請書により関係書類を添付して協会に提出するものとする。ただし、同一年度における派遣回数原則として3回までとする。

(2) 派遣の決定

協会は派遣申請を受けて要請に対応出来る技術アドバイザーを選定し、具体的な

指導内容、派遣時期、期間等について調整のうえ、派遣が成立する場合には申請者に対して別記様式第2号により可否を通知するとともに、派遣を実施する場合には技術アドバイザーに写しを添付して通知する。

(3) 派遣の実施

申請者は協会からの派遣決定の通知を受けて、技術アドバイザーとの間で具体的な技術指導を要請し、技術アドバイザーは要請を受けて現地において指導・助言を行う。

なお、申請者は派遣申請書の実施内容に大幅な変更を生じる場合には、事前に協会に報告して了解を得るものとする。

(4) 実績報告

申請者は派遣実施後、速やかに別記様式第3号の実績報告書兼助成金支払い請求書を協会に提出するものとする。

第5 派遣に係る経費

(1) 経費の額

申請者は技術アドバイザーに対して、1日当たり謝金2万円と協会の規程に基づく旅費を支払うものとする。

(2) 経費の支払い

協会は第4の(4)により提出された実績報告書兼助成金支払い請求書の内容を確認のうえ、申請者に対し、速やかに謝金及び旅費を支払うとともに、別記様式第4号により通知する。

(3) 書類の保存期間

派遣申請書、派遣決定の通知、実績報告書兼助成金支払い請求書、上記(1)の経費を支出した証拠書類等は、当該技術アドバイザー派遣が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

第6 免責

協会は、技術アドバイザー派遣実施に関して、派遣された技術アドバイザー又は申請者に損害が生じた場合においても、その責は負わないものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、技術アドバイザー派遣実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年6月18日から施行する。

附則

この要領の変更は、平成31年4月11日から施行する。

附則

この要領の変更は、令和2年4月2日から施行する。

附則

この要領の変更は、令和3年4月2日から施行する。

附則

この要領の変更は、令和5年4月3日から施行する。